

税務大学校租税史料室所蔵 「大和国地租改正地引絵図」の追加調査

Land Tax Revision Map Made in Nara:
The result of additional investigation

土平 博*

Hiroshi TSUCHIHIRA

1 前調査の概要

平成21（2009）年の拙稿^{1）}以後、税務大学校租税史料室で大和国の地租改正地引絵図に関する調査を実施してきた。本報告は、同室で新たに史料整理が進められ、新たに公開されたものを確認しながら撮影を行った成果を報告するものである。

地租改正が全国的に実施されたものの、地域ごとにその実施時期に違いがみられた。奈良県は明治7年に着手し9年に終了している。地租改正作業の後、地租改正地引絵図が村ごとに作成された。これまで税務大学校租税史料室所蔵の地租改正地引絵図を99点（原則、1村につき1点）確認してきた。これらの図の作成年代は明治11～14（1878～81）年である。地租改正作業よりもおおよそ2年が経過した時点である。地租改正作業が終了する頃には、奈良県域は堺県に編入されており、地租改正地引絵図は堺県下で作成されていた。例外として、大阪府に編入後作成された図もあった。よって、各々の地引絵図には「大和国○大区○小区○○郡○○村」や「堺県大和国○大区○小区○○郡○○村」と記され、「奈良県」の記入はない。前回の史料調査結果をふまえ、今回の成果をまとめてみた。

2 地租改正地引絵図の体裁

1) 郡別の分類

本調査で確認できた大和国の地租改正地引絵図を表1にまとめた。絵図は合計17点ありすべて地目ごとに色分けされている。そのほかに、袋のみ（絵図の所在は不明）が2点ある。

袋を除き地租改正地引絵図のみを郡別に整理すると、添上郡8点、添下郡6点、平群郡2点、山辺郡1点で4郡に限定される。このことは前報告で述べたことと一致している。

表1 税務大学校租税史料室所蔵の地租改正地引絵図一覧

郡名	大区	小区	村名	年	史料名
添上	1	2	白毫寺村	明治12年2月	地租改正地引絵図大和国一大区二小区添上郡白毫寺村
	1	5	坂原村	明治12年7月	地租改正地引絵図大和国一大区五小区添上郡坂原村
			平清水村	明治12年7月	地租改正地引絵図大和国一大区五小区添上郡平清水村
			高畑村	明治12年8月	地租改正地引絵図大和国添上郡高畑村
			半田開	明治13年6月	地租改正地引絵図大和国添上郡半田開
			油阪村	明治13年7月	地租改正地引絵図大和国添上郡油阪村
	法蓮村	明治13年8月	地租改正地引絵図大和国添上郡法蓮村		
添下	2	1	法花寺村	明治14年2月	地租改正地引絵図大和国二大区一小区添上郡法花寺村
			高山村	明治13年4月	地租改正地引絵図大和国二大区一小区添下郡高山村
			西大寺村	明治12年10月	地租改正地引絵図大和国二大区一小区添下郡西大寺村地図
			二名村	明治13年1月	地誌改正地引絵図堺県管轄大和国添下郡二名村
	真福院村	明治13年3月	地租改正地引絵図大和国添下郡真福院村図		
2	2	矢田村	明治12年3月	地租改正地引絵図大和国二大区二小区矢田村	
平群	2	3	野垣内村	-	地租改正地引絵図堺県管下大和国二大区二小区添下郡野垣内村
			南菅田村	明治12年8月	地租改正地引絵図堺県下大和国二大区三小区平群郡南菅田村
			西畑村	明治13年1月	地租改正地引絵図大和国二大区四小区平群郡西畑村
山辺	1	3	豊田村	明治13年2月	地租改正地引絵図堺県下大和国豊田村

注) 税務大学校租税史料室で平成12年以降に整理された図のみ。それ以前の図は、土平(2009)に掲載済み。

2) 作成年代

17点の作成年代をみると、明治12年2月から明治14年2月の期間におさまっている。前報告では、99点のうち平群郡勢野村の図のみが明治14(1881)年7月の作成で、この村では特別な事情により遅れて作成された可能性と未見の図にも同様の事例が存在する可能性を指摘しておいた。法花寺村の図を確認することができたことにより、勢野村が特別遅れて完成したようでもなく、また、さらに未見の図でもその可能性が強まってきた。しかし、法花寺村の図は堺県が大阪府へ編入される明治14年4月よりも2ヵ月前に作成されているので他村と同様に堺県下の管轄であり、勢野村が大阪府下で作成されていることはやはり異例といえるのかもしれない。そして、この例は大和国地租改正地引絵図の作成が堺県下で完結しなかったことを示している。

真福院村の図には、「明治八年十月地租改正地引絵図」、「戸長森脇米三郎・副戸長藤村甚二郎」の名とともに「明治十三年三月」の2ヵ所に年代記述がある(図2)。これは、前者が地租改正実施年、後者が地租改正地引絵図作成年を示しているといえよう。図上で両者がわかる重要な事例である。

3) 縮尺

高畑村の図には「三厘壺間ノ積ヲ以調製之」(図2)、白毫寺村の図には「但周圍測量曲尺三厘壺間ノ積ヲ以調製之」、半田開の図には「凡四厘壺間ノ積以調製」、法花寺村の図には「三厘壺間ノ積リヲ以調製」、豊田村「三拾厘壺間」とある。三厘壺間の縮尺が多いと思われるが、村域の

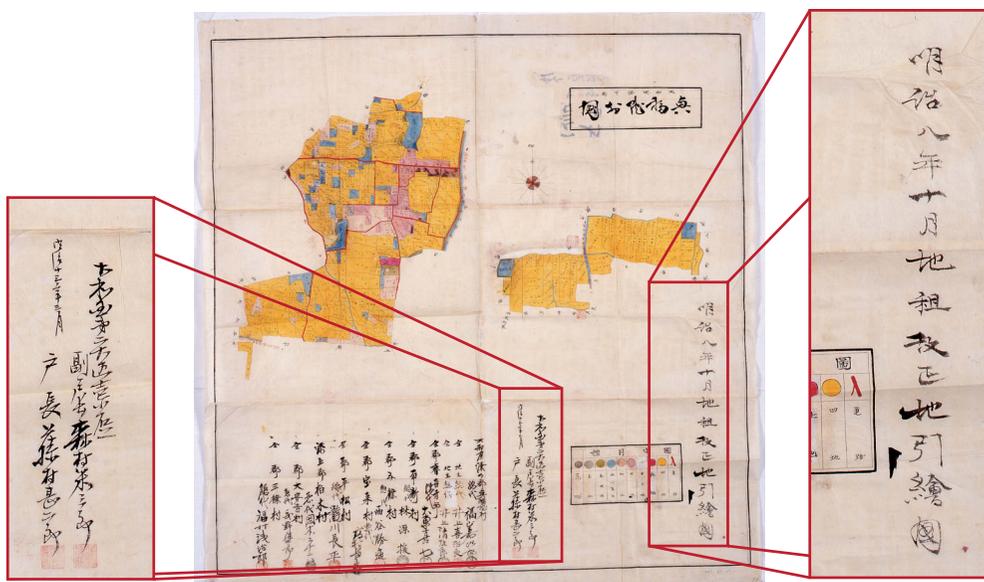


図1 真福院村地租改正地引絵図

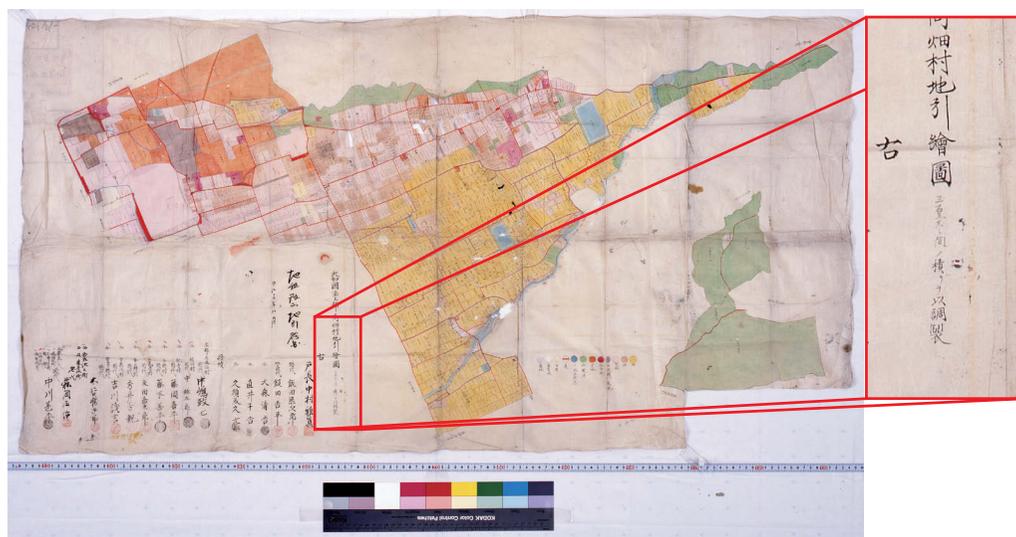


図2 高畑村地租改正地引絵図に記される図の縮尺

大きさと紙幅の関係から、一部異なる縮尺をもつ図がみられる。

4) 凡例の項目と記載順

凡例に書き上げられている順を整理すると田地、畑地、宅地の順に並ぶ図が多い(表2)。課税対象となる民有地を地目別に表現することがこの図の目的であるから、項目名も統一されることになる。ほかに、山林、藪、堤、道が記載されている。これらの民有地に対して官有地の

項目が設定されている。

村によっては陵墓・山陵・古墳が含まれていることから、その場合には一般の墓地と区別されている。法蓮村の図では、仁正皇太后陵・聖武天皇陵付近は「山陵古墳墓」の地目が宛がわれているのに対して、法花寺村の図に描かれている大型前方後円墳は「墓地」として表記されている。また、高畑村や豊田村の図では一般の墓を「墓地」とし、陵墓を「古墳」、「古墳墓」と表現されている。一般の墓地と陵墓の相違が明確に表現されているといえよう。

表2 凡例の項目と記載順

村名	項目の順											
	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	12	13
白毫寺村	田	畑	宅地	社寺地	山藪堤	川池	道	墓	芝地	官有地		
坂原村	田	畑	宅地	荒新開	社寺地	芝	山藪岸堤敷	川池井路溝	道	墓地	官有地	
平清水村	田	畑	宅地	社地	山林藪							
高畑村	田	畑	宅地	新開・荒地	社寺地	芝地	山藪堤	川池井路溝	道	古墳	官有地	墓地
半田開	田	畑	山藪堤	新開	道	池井路	川	道路	墓地			
油阪村	田	畑	宅	荒	山藪	山陵	池川溝	道路				
法蓮村	田地	畑地	宅地	官有地	荒地	社寺地	山藪堤	川井路池	道路	山陵古墳墓		
法花寺村	田	畑	宅地	社寺地	山藪	芝地	荒試作地	古墳	川池井路	道	墓地	官有地
高山村	田地	畑地	宅地	山林藪岸地	社寺地	官有地	荒地嶽下地	池川溝藪	道路	墓地	芝地	
西大寺村	田	畑	宅地	嶽下	山藪堤	古墳	社寺	墓	池川溝	道	官有地	
二名村	田	畑	宅	新開嶽下荒	山藪堤塘	社寺	池川溝	道路	官有地	墓地		
真福院村	道路	田地	社地	官有地	宅地	畑地	池川筋藪	藪堤塘	墓地	荒地		
矢田村	田	畑	宅地	新開嶽下荒地	社寺	山林藪堤防	池溝井路	道路	墓地	官有地		
野垣内村	田	畑	宅地	道路	川池井路	堤防	官有地	社寺・寺地	新開嶽下■	墓地		
南菅田村	芝地	田	畑	宅地	藪堤防	道路	池井路	荒地	墓地	郡界		
西畑村	道路	池川	田地	畑地	宅地	山藪堤	寺地	芝地	墓地			
豊田村	田地	畑地	宅地	道路	水	官有地	荒新開嶽下地	山藪堤	墓地	古墳墓		

注) ■は破損のため判読不能

3 まとめ

今回の追加調査で17点が整理でき、前回の調査分の99点を合わせると合計116点となった。これにより新たな知見が得られた。隣接する村の絵図がまとめて所蔵されていることもしだいにわかってきた。隣接の図があることは村の境界を正確に把握できることにつながるほか、複数村にまたがる地目を連続的に把握でき、地形と土地利用の関係を理解しながら、地割を広範囲で分析することができる。今後の利活用に期待ができる。

[注]

- 1) 土平博「税務大学校租税史料室所蔵「大和国地租改正地引絵図」の作成と移管の経緯」奈良大学総合研究所所報第17号、29-39頁、2009

[付記]

本稿は、平成22年度奈良大学研究助成を受けて行った資料調査をまとめたものである。